

令和7年度 さつき保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 北区さつき会
所 在 地	大阪市北区本庄西3-13-5
電 話 番 号	06-6374-2537
代表者氏名	理事長 埜田 浩昭

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	さつき保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市北区本庄西3-13-5
連 絡 先	電話番号 06-6374-2537 FAX 06-6376-2163
管 理 者	園長 山口 尚子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 24人 1歳児 43人 2歳児 48人 3歳児 48人 4歳児 48人 5歳児 48人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 123人
令和7年1月1日	満1歳以上満3歳未満の児童 84人
現在	満1歳未満の児童 17人
開 設 年 月 日	平成25年 9月 1日
施設・事業所番号	2710051002337
ホームページ	http://satukihoikuen.net/h.top.html

3 施設の目的・運営方針

さつき保育園（以下当園という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		511.17 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 6階建のうち1～6階
	延べ面積	1503.8 m ²
園 庭		166 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	106.91 m ²
ほふく室	2 室	142.55 m ²
保育室	4 室	2歳児クラス 3階 103.20 m ² 3歳児クラス 3階 85.60 m ² 4歳児クラス 4階 85.60 m ² 5歳児クラス 4階 103.20 m ²
遊戯室（ホール）	1 室	97.61 m ²
調理室	1 室	86.16 m ²
一時保育室	1 室	32.14 m ²
医務室	1 室	5.97 m ²

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 当園の特色

- ①仏教情操教育を特色としています（浄土真宗本願寺派保育連盟「まことの保育」）
- ②和太鼓・鼓笛隊（専門講師による音楽指導 4歳児・5歳児）
- ③学研幼児教室（4歳児・5歳児）
専門講師による就学前に必要なとされる学習指導
- ④コスモススポーツクラブ専任講師による体操指導（3歳児～5歳児）
- ⑤さくらクレパス専門講師による絵画・制作指導（4歳児・5歳児）

⑥一時預かり事業

大阪市に在住する保育所等を利用していない就学前児童で保護者の疾病、災害、事故、出産、介護等により緊急、一時的に家庭保育が困難となる児童を預かる事業

⑦延長保育事業

支給認定における保育必要量の範囲をこえて保育を必要とする場合は当該支給認定に係る児童に対して保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。別途利用者負担が必要となります。(別表に記載)

⑧障がい児保育事業 (11 番に記載)

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園の管理運営を総括、苦情の解決にあたります	1	1		
主任 保育士	保育士を総括、園長補佐、苦情を受け付けを行います	1	1		
保育士	子どもの保育の提供、保護者への連絡などを行います	36	16	20	
栄養士 調理員	栄養管理、献立表の作成、調理業務を行います	5		2	業者に委託
看護師	児童の保健衛生・健康管理を行います	1		1	
事務員	事務・会計・受付・対応	2	2		
雑務	掃除・その他一般手伝い	2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）内
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）内
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）ローテーション
栄養士	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）業務委託
調理員	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）業務委託
看護師	8時～17時
事務員	9時～18時
雑務	9時～15時30分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。

家庭保育協力日は・1月4日、・3月卒園式（第2土曜日）・3月新年度準備（第4土曜日）・4月入園式（第1土曜日）・お盆3日間となります。**土曜保育並びに家庭保育協力日の保育を希望される方は、勤務先の勤務証明書が別途必要となります。**

生活発表会、運動会（雨天の場合変更あり）は土曜日に行ないます。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途費用が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、基本保育時間9時から17時までの範囲内が、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理は中央フード株式会社に業務委託しています。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日（月～土）食事の提供を行います。

ただし、遠足・運動会・生活発表会の給食はありません。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時50分頃	11時過ぎ頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時過ぎ頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。食育だより（年4回）配布します。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		業務委託

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず園にご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（3歳～5歳児は無償化）（0歳～2歳児の第2子以降無償化）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	樋口医院
医院長名又は医師名	樋口 洋子
所在地	大阪市北区長柄中 1 丁目 6 番 6 号

- (2) 歯科

医療機関の名称	かわち歯科医院
医院長名又は医師名	河内 耕作
所在地	大阪市北区中崎西 1-1-26

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 台風・地震等の災害時の対応

午前 7 時の時点で大阪市に暴風警報、特別警報が発令されている場合、及び JR 大阪環状線と大阪メトロ全線が運休の場合（計画運休を含む）、臨時休園とします。なお 8 時まで解除された場合は、解除 1 時間後より通常通りの保育とします。

又、保育中に大阪市に暴風警報・特別警報及び上記列車の運休が発令された場合は、園から連絡致します。2 時間以内にお迎えにきてください。（状況により園内待機となる場合もあります）

地震発生時の対応については別紙『地震発生時の対応について』を御参照ください。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者 吉仲 昌子 ・苦情解決責任者 山口 尚子 ・ご利用時間 随時 ・電話番号 06-6374-2537 F A X 06-6376-2163 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	大阪私立保育園連盟会長
	渡辺 祐子	社福）光徳寺善隣館 中津学園園長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター	・ 私保連共済保険
保険の内容	災害共済	・ 事故対策共済
保険金額	一人 315 円	・ 一人 200 円

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	14人	11人	9人
1歳児	42人	42人	42人
2歳児	44人	47人	43人
3歳児	46人	41人	41人
4歳児	45人	43人	39人
5歳児	47人	43人	43人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年8月受審	大阪府 HP, WAMNET 閲覧
自己評価の実施状況	毎年度実施	随時閲覧

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者及び職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
車での送迎	車での送迎は原則禁止です。 特に近隣への迷惑になる駐車は絶対にしないでください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費用	3歳～5歳 (主食費 3,000円＋副食費 4,500円)	月額 7,500円
保護者会費	0歳～5歳	月額 500円
布団リース費	0歳～3歳	月額 2,300円
卒園積立費	年長児のみ	月額 800円
体操服上下	3歳児・4歳児・5歳児	3,500円～
制カバン	3歳児・4歳児・5歳児	3,850円
スモック	2歳児～5歳児 (2歳児は冬のみ)	夏 2,200円・冬 1,700円
教材費年額 (概算)	0歳児	5,000円
	1歳児	4,000円
	2歳児	8,000円
	3歳児	8,500円
	4歳児・5歳児	5,500円
ICカード紛失時		1枚 500円
延長保育料	18時～19時 申込者のみ	月額 2,900円
特別保育代金 学研、音楽、体操、絵画	4歳児・5歳児	月額 3,000円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定

	時間外保育時間	料金
延長登録無	18:01 ～ 19:00	300円 / 15分
	19:01 ～	500円 / 10分
延長登録有	19:01 ～	500円 / 10分

- ・保育短時間認定の時間外利用料については、事務所にお問い合わせください
- ・時間外でお迎えに来られた場合、大阪市に理由を報告する必要がありますので、その度記入して頂きます。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

〔保育理念〕

生かされている「いのち」が尊ばれ、一人ひとりの個性が育まれる。

日々成長していくかけがえのない一日を大切に過ごし、あたたかなまなざしのもとに、笑顔あふれる「第二の我が家」のような保育園でありたい。

〔保育目標〕

- ・自分自身や他者を認め合える、思いやりの心を育む。
- ・「いのち」を尊ぶ感性を養う。
- ・五感を通じた体験から「生きる力」を養う。
- ・個性を生かしつつ、他者とながらあう協調性や社会性を養う。
- ・食育を通して食への関心と感謝の心を育む。
- ・遊びを通して事物への興味や創意工夫を学ぶ。

〔保育方針〕

- ・子どもたちと過ごせることが楽しいと思う気持ちを大切にする
- ・一人ひとりの成長過程を見守り、心の安定を図る丁寧な保育に努める。
- ・安全で楽しく、子どもたちがのびのびと園生活が送れるよう、常に環境の工夫と整備の充実を図る。
- ・保護者に寄り添い、心の声に耳を傾けつつ家庭と連携して、子どもの心身の健全な発達を目指す。
- ・宗教情操教育により、倫理観や自己肯定感を養う。
- ・地域社会における保育園の役割と責務を果たせるよう努め、地域と連携して子どもたちが安心して生活ができるような街づくりに貢献する。

◎当園は浄土真宗本願寺派「^{きょうおんじ}教恩寺」が運営母体の保育園です。

仏教理念に基づいた保育を行っております。

◎どんなことでも、園長や保育士にお気軽に相談やお話をしてください。

職員一同、お子様の健やかな成長と一緒に考えていきたいと思っております。

理事長	^の 埜田	^{ひろあき} 浩昭
園長	^{やまぐち} 山口	^{なおこ} 尚子